

東京都では ディーゼル車規制を実施しています!!

■規制の内容は？

東京都環境確保条例（略称）で定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車（乗用車を除く。）は、**東京都内での走行**が禁止されています（島しょ地域を除く。）。

■どういう車が規制の対象なの？

「都内を走行する以下のディーゼル車」です（登録地は問いません。）。

ナンバープレートの分類番号	規制対象車（用途）	例示（形状）	備考
1- 4- 6-	貨物自動車	トラック (キャブオーバー・トラクターなど) バン	◎自家用、事業用の種別を 問いません ◎小型、普通自動車の種別 を問いません
2- (一部5-、7-)	乗合自動車 (乗車定員 11 人以上)	バス マイクロバス	◎乗用車タイプをベースに したものは規制の対象外
8-	特殊用途自動車	冷蔵冷凍車 コンクリート・ミキサー車等	

※ 乗用車（3-， 5-， 7- ナンバー）は規制対象外です。
 ※ 新しい型式（新短期規制以降）のディーゼル車は適合しています。 } 都内走行可

■規制の対象となる車はどうすればいいの？

- (1) CNG（圧縮天然ガス）車、ハイブリッド車、ガソリン車、都条例の規制に適合しているディーゼル車など、より低公害な車に買い替えてください。
- (2) 現在使用している車を猶予期間* 経過後も使用する場合は、九都県市が指定した粒子状物質減少装置（酸化触媒等）を装着する必要があります。 ※初度（新車）登録から7年間は規制が猶予されます。



九都県市指定
粒子状物質減少装置ステッカー

- ・ 指定装置を装着した場合は、速やかに登録はがき（装置装着データ）を東京都まで送付してください。
- ・ 指定装置の装着証明書は、必ず車両に備え付けてください。
- ・ 指定装置を装着した車両には、九都県市指定粒子状物質減少装置ステッカーを貼ってください。



都は監視カメラで都内走行を確認しています。

◇ 都条例に違反した場合は、運行禁止命令や公表等の行政処分の対象となります。

車検証であなたの車をチェック!

ディーゼル車ですか? NO → ① ○ (対象外)
 YES ↓

1、2、4、6、8ナンバー車ですか? NO → ② ○ (対象外)
 YES ↓
※ 8ナンバー車で、乗用車タイプをベースにしたものは、NO
 ※ 5、7ナンバー車で、乗合自動車(バス、マイクロバス)は、YES

型式は何ですか? 自動車検査証(車検証)の「型式」欄の識別記号を確認してください(「例 KC-12345」の「KC」部分)

- ★K-, N-, P-, S-, U-, W-, KA-, KB-, KC- → ③ × (規制対象)
- ★KE-, KF-, KG-, KJ-, KK-, KL-, HA-, HB-, HC-, HE-, HF-, HM- → ④ × or ○ (要確認)
- ★KR-, KS-, HY-, HZ-, PA-, PB-, PJ-, PK- 等の新短期規制*の型式 → ④ × or ○ (要確認)
- ★ADG-, BDG-, PDG-, PKG- 等の新長期規制*以降の型式(アルファベット3桁) → ⑤ ○ (適合)

※新短期規制、新長期規制 ⇒ 国の新車に対する排出ガス規制

判 定	① ② ⑤ → ○ ⇒ 走行できます
	③ 規制対象です → × ⇒ 走行できません
	④ 確認が必要です → × or ○ ⇒ 要確認

車両によっては規制に適合している車両があります。
 メーカー(ディーラー)又は下記の「問合せ先」にお尋ねください。

※ 規制の対象であっても**九都県市が指定した粒子状物質減少装置**を装着すれば都内走行は可能です。

◆輸入車、改造車、型式欄に識別記号がない場合などは、下記「問合せ先」にお尋ねください。
 ◆車検証の備考欄に記載の「NOx・PM適合」の有無は、都条例の適否を示すものではありません。

【問合せ先】 東京都環境局環境改善部自動車環境課
 <ディーゼル車規制相談窓口>
 TEL 03-5388-3528 FAX 03-5388-1382
 e-mail S0000628@section.metro.tokyo.jp
 <黒煙ストップ110番>
 TEL 03-5388-3590
 <東京都環境局ホームページ(自動車公害・環境対策)>
<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/index.html>

【受付時間】
 祝日を除く
 月曜日から金曜日
 9:00~17:00

◎ディーゼル車規制は、東京都のほか、埼玉県、千葉県及び神奈川県などでも実施しています。